

2020年4月1日

聖カタリナ大学内部質保証に関する方針及び手続き

「聖カタリナ大学 大学評価委員会規程」第3条に定めるところにより、本学の内部質保証を推進するため次のとおり方針と手続きを定める。

1. 基本的な考え方

本学は、建学の精神、教育目標を実現するため、教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む。これらのことと具現化するため、5年のサイクルで策定する「聖カタリナ大学グランドデザイン」及び「聖カタリナ大学 中・長期経営計画」に基づき、毎年度、全学レベルでP D C Aサイクルに基づく年間計画を作成し、その達成度及び成果を検証することによって改善・計画を自律的・継続的に機能させる内部質保証体制を推進する。

2. 内部質保証の体制

1) 内部質保証の推進組織

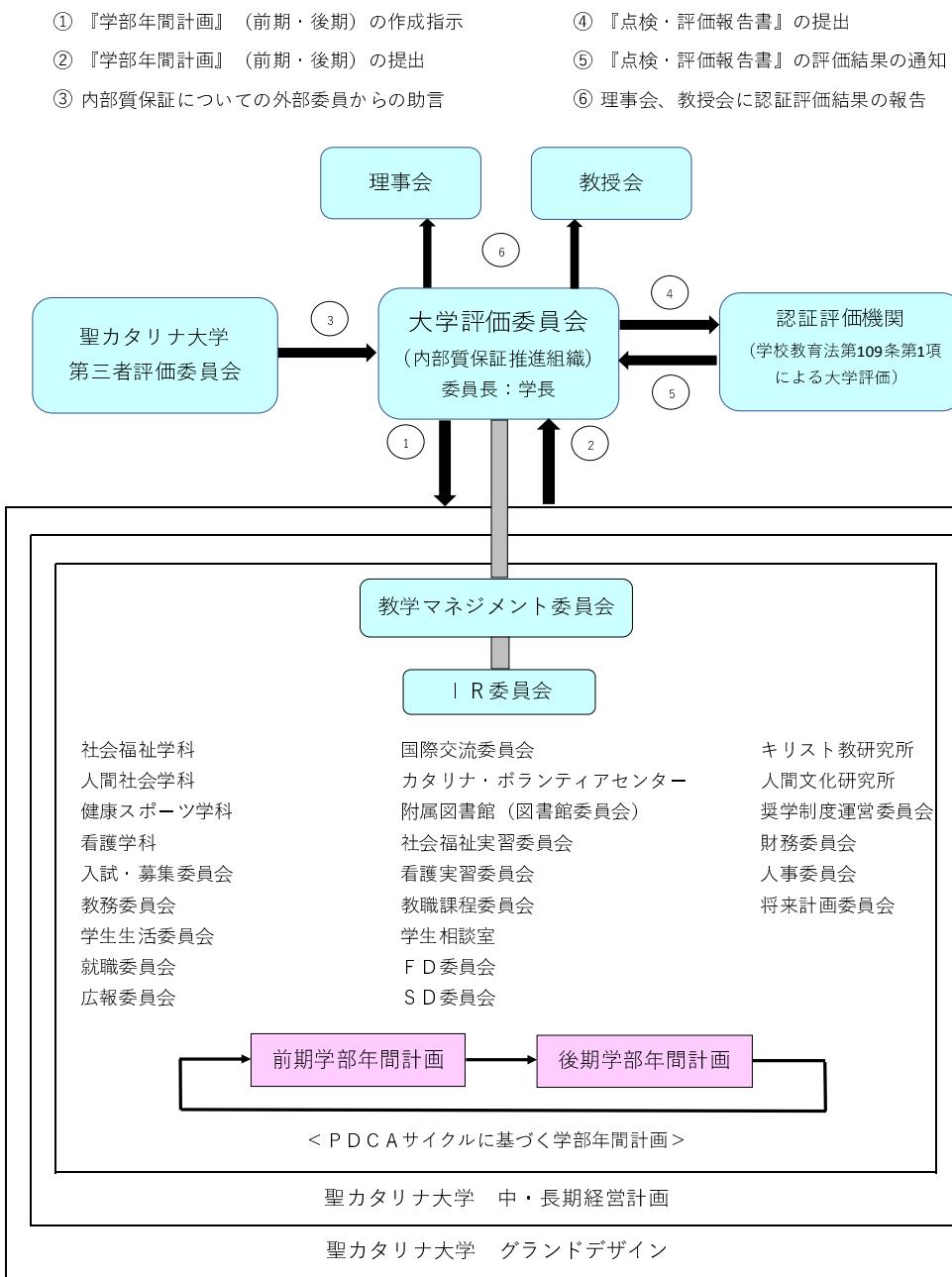
内部質保証の推進は、学長を委員長とする「聖カタリナ大学 大学評価委員会」(以下、大学評価委員会)がその責任を負う。

2) 大学評価委員会の権限と役割（手続き）

- (1) 大学評価委員会は、教育の質の保証及び向上に取り組むため、全学科、各種委員会、付設研究所等に対して前学期開始時に「前期学部年間計画」、後学期開始時に「後期学部年間計画」の提出を求める。大学評価委員会は、提出された年間計画を精査し、必要に応じて勧告を行う。
 - (2) 学校教育法第109条第1項に定められた「認証評価」の受審に際しては、大学評価委員会が大学全体を統括し、「点検・評価報告書」の作成等の実施にあたる。
 - (3) 大学評価委員会は、「認証評価」の結果を精査し、その結果に基づき全学科、各種委員会、付設研究所等に対して必要な措置を勧告する。
 - (4) 大学評価委員会は、「聖カタリナ大学 大学評価委員会規程」第8条に基づき、聖カタリナ大学第三者評価委員会を開催し、大学の内部質保証について助言を受ける。
- 3) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革のための指針

本学の教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革は、教学組織活動を恒常に点検・整備し、それらの運営にあたる教学マネジメント委員会が大学評価委員会、IR委員会及びその他の各種委員会等と連動しながらその責任を負う。

聖カタリナ大学内部質保証システム



以 上